

2020年7月23日

オハイオ州におけるマスク等の着用義務化及び感染拡大地域からの移動に関する勧告

(ポイント)

- 本日(7月23日)18時より、オハイオ州においては、州内全域の公共の場でのマスク等の着用が義務化されます。
- また、昨日(22日)、新型コロナウイルスの感染が拡大している他の州からオハイオ州へ移動する者に対して、14日間の隔離を求める勧告(Travel Advisory)が発表されています。オハイオ州に居住している方についても、商用や旅行等で感染が拡大している州へ訪れた場合には隔離の対象となりますので、ご注意ください。

(本文)

1 昨日、ドゥワイン・オハイオ州知事は、マスク着用を義務化した郡においては新型コロナウイルス感染者の増加数が低下していることを踏まえ、州内全域において公共の場でのマスク等の着用を義務化する行政命令を発出しました。本行政命令は、本日(7月23日)18時より発効します。

この行政命令により、(1)自宅住居以外の全ての屋内、(2)屋外で、同居する家族以外の者と継続的に十分な距離(6フィート以上)を保つことができないとき、(3)公共交通機関の利用時及びそのための待機時、タクシー等の利用時、等において、マスク等の着用が必要となります。

但し、10歳未満や、健康上の理由で医師等からマスク等の着用を推奨されていない者、及び飲食施設にて着席し飲食している者等へは同命令は適用されないとされています。なお、報道によりますと、マスク等の着用義務に従わなかった場合には軽犯罪に該当するとのこと。

詳細につきましては、以下のオハイオ州政府のサイトよりご確認ください。

(オハイオ州政府関連サイト)

<https://coronavirus.ohio.gov/wps/portal/gov/covid-19/resources/news-releases-news-you-can-use/gov-dewine-issues-statewide-mask-order-travel-warning>

(報道)

<https://www.dispatch.com/news/20200723/starting-thursday-ohio-will-have-statewide-mask-mandate-what-does-it-mean-for-you>

2 なお、マスク等の着用義務化については、上記以外に各自治体が独自に導入している可能性がありますので、在留邦人の皆様におかれては、お住まいの地域の自治体の最新情報の収集に努めてください。

3 また、オハイオ州政府は、新型コロナウイルスの感染が拡大する他の州からオハイオ州へ移動する者に対して、14日間の隔離を求める勧告(Travel Advisory)を発表しました。オハイオ州に居住されている方も、対象となる州へ商用や旅行で訪れた場合も含まれますので、ご注意ください。同勧告の概要は以下の通りです。詳細につきましては下記のリンクをご参照ください。

<https://coronavirus.ohio.gov/wps/portal/gov/covid-19/families-and-individuals/covid-19-travel-advisory/covid-19-travel-advisory>

○隔離を実施する期間: 14 日間

○隔離の対象者: 対象州からオハイオ州に移動する全ての者

○対象となる基準: 直近 7 日間の平均で、一日あたりの新規陽性検査率が 15%以上と報告されている州

○対象となる地域(22 日時点で下記の9州):

アラバマ、アリゾナ、フロリダ、ジョージア、アイダホ、ミシシッピ、ネバダ、サウスカロライナ、テキサス

○自己隔離中に行うべきとされること:

・1 日 2 回体温を計測し、発熱、咳、頭痛、味覚・臭覚の喪失等の症状がないか、自己観察する。発熱等の症例が発生した場合には、医療機関に連絡。

・自宅待機し、対面を要する活動はすべて避ける。

・対象州へ一緒に移動しなかった同居人がいる場合、別室で隔離、若しくは同室にいる場合はマスク等を着用の上、6 フィート以上の間隔を保つ。

・医療機関に赴く場合を除き、外出しない。緊急医療以外の理由で受診を希望する場合は、事前に電話相談をする。

・同居人以外からの訪問を受けない。

・公共交通機関、タクシー等は利用しない。

4 ミシガン州及びオハイオ州の感染者数・死亡者数(州政府発表:7 月 23 日午後 3 時時点の発表, 括弧内は前日比)

(1)ミシガン州:感染者数 75,947(+699)、死者数 6,148(+7)

(2)オハイオ州:感染者数 80,186(+1,444)、死亡者 3,256(+21)

なお、ミシガン州、オハイオ州の日計、累計のグラフは、当館ホームページ上で毎日更新しております。

当館ホームページトップ(新型コロナウイルス感染者数推移情報)

https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

新型コロナウイルス最新情報(領事メール, 医療情報など)

https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00005.html

5 在留邦人の皆様におかれましては、それぞれの地元政府等が発出する情報をご確認頂き、引き続き、最新情報の把握に努めていただければ幸いです。

体調不良となった場合は、まずは最寄りの医療機関等に相談し、その指示に従ってください。万一、新型コロナウイルスへの感染や疑いが判明した場合には、当館へのご連絡もお願いいたします。

【在デトロイト日本国総領事館】

住所: 400 Renaissance Center, Ste. 1600 Detroit, MI 48243-1604

電話: (313) 567-0120(代表)

メールアドレス: seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp

参考

(連邦政府)

©CDC

HP: <https://www.CDC.gov/coronavirus/2019-ncov/index.html>

Twitter: <https://twitter.com/CDCgov>

(州政府)

©ミシガン州

HP: <https://www.michigan.gov/coronavirus/>

Twitter(健康保健省): <https://twitter.com/michiganhhs>

Twitter(州知事): <https://twitter.com/GovWhitmer>

©オハイオ州

HP: <https://odh.ohio.gov/wps/portal/gov/odh/know-our-programs/Novel-Coronavirus/2019-nCoV>

Twitter(健康保健省): <https://twitter.com/ohdeptofhealth>

Twitter(州知事): <https://twitter.com/GovMikeDeWine>

※1. このメールは、当館の在留届け及びメールマガジン、たびレジに登録されたメールアドレスを対象に送信専用アドレスから自動的に配信されています。本件に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いいたします。

seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp

※2. 既にミシガン州、オハイオ州から転出された方については、変更/帰国届の届け出により、本メール配信は停止されます。変更/帰国届の提出については以下の URL をご確認ください(オンラインで在留届を提出されている方は、オンラインで提出ができます)。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※3. メールマガジンに登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から「e マガジン」タブを選択し停止手続きをお願いいたします。

http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ia/index.html

※4. たびレジ簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>